

社会福祉法人 広島県共同募金会 広島県共同募金配分先基準

第1条 共同募金の配分は、次の各号に該当し、原則として社会的に認められた団体等に対して行う。

- ① 民間経営である社会福祉事業施設
- ② 民間経営である住民の福祉増進を図る施設及び団体
- ③ 民間社会福祉事業の指導連絡推進団体
- ④ 社会福祉を目的とするN P O団体及びボランティア団体
- ⑤ その他、社会福祉増進のため配分が必要と認められる団体

2 前項の団体等は広島県内に所在し、その地域内に利用されるものでなければならない。

第2条 配分を受ける団体等は、営利を図り、特定の人々の共済を目的とするものであってはならない。

第3条 配分を受ける団体等は、配分金を適正に運用し、これによって社会の要望に応え得る能力を有するものでなければならない。

第4条 配分を受ける団体等は、経営の責任及び管理に充分の信用を得るために相当の規模を有し、特に認められるもののほか、社会福祉法人、若しくは、これに準ずる組織を有していなければなければならない。

第5条 配分を受ける団体等は、共同募金を含む全体に係る会計経理の適正を期し、常に出納を明確にし、かつ、諸帳簿の整理をしなければならない。

第6条 配分を受ける団体等は、広島県共同募金会の指示によって監査に応じ、また、要求に応じて会計経理その他の書類を提出しなければならない。

第7条 配分を受ける団体等は、配分金によって整備した建造物（備品什器等を含む）には、共同募金によって設置したものであることを表示しなければならない。

第8条 配分を受ける団体等は、配分金によって行われる事業について、共同募金によって行っている事業であることを公表しなければならない。

第9条 配分を受けた団体等は、当該事業年度終了後1ヶ月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を、広島県共同募金会に提出しなければならない。

第10条 配分を受けた団体等は、当該事業年度内における配分金の未執行分がある場合、広島県共同募金会に返還しなければならない。

第11条 次の各号に該当するときは、配分決定を取り消し、配分金の全部または一部を返還させることができる。ただし、特別の事情があると認められるときはこの限りでない。

- ① 事業の進捗がきわめて不良と認められるもの
- ② 配分金を指定事業に使用しないもの

- ③ 配分金の決定後、事業の一部休止または廃止したもの
- ④ 官公営に移管したもの
- ⑤ その他広島県共同募金会において不適当と認めたもの

第12条 配分を受けた団体等が解散その他のとき一切の動産、不動産を処分する場合、共同募金（配分金）をもって調達したものの処分について、広島県共同募金会の指示を受け、これに従わなければならない。

付 則

- 1 本基準は市区町共同募金委員会における配分を受けた団体等に対して、これを準用する。
- 2 本基準は昭和26年8月1日から実施する
 - 平成12年2月から実施する。
 - 平成22年2月改正、同年4月1日から実施する。
 - 令和元年6月12日から施行する。
 - 令和2年3月11日一部改正、同年4月1日から施行する。